

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 20 期 令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

令和 7 年 9 月 1 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 藍監査法人

所在地 東京都港区虎ノ門 3 丁目 18 番 12 号

代表者 小林新太郎

一．業務の概要

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- ・ 財務書類の監査又は証明の業務
- ・ 財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

平成 18 年 4 月 6 日設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 5 項に規定する無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

金融商品取引法監査及び会社法監査を中心に、学校法人監査や労働組合監査ならびに任意監査まで幅広く監査証明業務を行っております。

また、非監査証明業務として、財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務を行っております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

財務書類の調整業務、財務に関する調査・立案・相談の各業務

(3) 監査証明業務の状況

令和7年6月30日現在

(会計年度末日)

	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4社	4社
金商法監査	-	-
会社法監査	1	0
学校法人監査	2	0
労働組合監査	1	0
その他の法定監査	1	0
その他の任意監査	1	0
計	10	4

(4) 非監査証明業務の状況

該当1社、財務情報の調査、立案、相談業務を行っております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

最優先事項として、監査が一定水準以上の品質を保持することを常に意識させるために、品質管理の重要性（方針及び手続並びにその目的）を専門要員に伝達するとともに、徹底するよう努めております。

経営管理に関する措置

当監査法人は、社員で構成される最高意思決定機関である「社員会」及び上場会社監査に従事する専門要員が原則全員参加する「ミーティング」において経営管理がなされております。

小規模な法人ならではの利点を活かし、様々な情報の共有等を図っております。

法令遵守に関する措置

当監査法人は、監査の品質管理規程を中心に、法令遵守のための具体的な対応及び手続を定めた各種規則、ガイドライン、及び、各種様式・チェックリストを整備し、各専門要員への周知、実行の徹底を図っており、また、每期、全専門要員に対して法令遵守に係る定期的な確認を行っております。

その他

当監査法人においては、上場会社監査業務に従事する全専門要員が原則全員参加するミーティングを年6回以上、開催しており、役職にとらわれることなく全ての個を尊重し、議論の活性化と意思疎通を図っております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

専任の部門の設置又は専担者の選任の状況
品質管理担当社員を選任しております。

専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当社員は、監査業務への一定の関与はあるものの品質管理業務に十分な時間を確保しております。また、一部の品質管理業務については、監査業務の支障とならないように、全社員との連携を図りながら有効かつ効率的な実施を行っております。また、品質管理担当社員が関与する監査業務の品質管理業務については、統括代表社員及び当該監査業務に関与していない社員が実施しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

基準日

2025年6月30日

業務の品質管理の目的

当監査法人は、以下に掲げる監査業務の品質管理目的に対して合理的な保証を提供するため、また、当監査法人及び専門要員が、職業的専門家として適切な業務に関する報告書を発行するために、品質管理システムを整備し、運用しております。

基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

品質管理規程を定めるとともに、各種規則、ガイドラインを制定し、これらを徹底することにより、業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持をしております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

品質管理規程をはじめとする各種規則、ガイドラインにより、業務に係る契約の締結及び更新に関する方針を定めており、監査契約の新規締結及び更新を行う際は、社員会の承認を得ることとしております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

小規模である利点を生かし、毎年5月に行う社員会にて、業務を担当する社員その他の者の選任を行っております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、次年度の予算額を社員会で承認した後、当法人の代表が各社員と個別に協議することにより決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

職業的専門家としての教育研修を実施するとともに、当法人で指定推奨する研修内容を受講するよう管理しております。これらについては、選任された担当者が確認することとしており、また、毎年定期的に法人全体として研修テーマを定め、当該研修テーマに沿った形での研修を実施することとしております。

(ウ) その他

当法人においては、上場会社監査業務に従事する全ての専門要員に対して、専用のPC及び専用の携帯(ネットワーク)を貸与することにより、セキュリティの向上に努めております。

また、上場会社の監査業務に従事する専門要員が原則全員参加するミーティングを年6回以上行う中で、業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分について協議しながら最適な意思決定を行っております。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

品質管理規程をはじめとする関連する規定を策定し、運用しております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

品質管理規程をはじめとする関連する規定を策定し、運用しております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人では、指定社員制度を採用し、品質管理規程や審査規程等に基づき、全ての監査証明業務に対する審査担当者を予め定め、意見表明前には審査を受審し合意をえることを条件としている。なお、協議の結果判断が一致しない場合には、社員会にて決定することとしております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

関連する規定を定めるとともに、重ねてその重要性を専門要員に周知、徹底することにより、不適切な変更を防止することに努めております。

(オ) その他

上場会社の監査業務に従事する専門要員が原則全員参加するミーティングによって、様々な課題が生じた場合や不測の事態が生じた場合など、適切に対応するように努めております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

ASBJ への加入や中小監査事務所連絡協議会への参加、及び、日本公認会計士協会主催の各種研修に積極的に参加することにより、情報の収集に努めております。

また、業務に関する情報伝達については、上場会社の監査業務に従事する専門要員が原則全員参加するミーティングにおいて品質管理規程及び各種規則について周知し、遵守及び運用を徹底しております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

品質管理規程及び関連するガイドラインを策定し、対処しております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理担当社員を社員会で選任し、その役割及び責任の明確化を規定しております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

主に、品質管理規程、年次報告書などを通じ対処しております。また、法人として品質管理に対しての十分な時間を確保することにより、対応できるよう対処しております。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理規程において、品質管理システムの整備及び運用について、不備が適時に改善され、識別した不備に対応する適切な措置を講じるためのモニタリング及び改善プロセスを定めております。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

各種品質管理活動に伴い、品質管理規程を含む各種規則、ガイドラインの改正を行ったことや、計画した品質管理活動を実施できたため、全体として適切であったと判断しております。モニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組み合わせによって構成されており、各々適切に整備及び運用を実施しております。品質管理担当社員は、上記のモニタリング活動において発見した不備について当法人内部での改善を指示し、全専門要員はそれに従って改善を行います。また、品質管理担当社員は改善結果を確認後、評価結果を社員会に報告し、次年度の品質管理方針の策定に反映しております。

の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

電子監査調書の導入など今後検討すべき課題は多いものの、当年度において該当事項はありませんでした。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

不服・疑義の申立てがあった場合、速やかに社員会を開催し、十分かつ適切な経験と権限を有し、かつ、調査の対象となった監査業務に従事していない者を選任し、その者の管理下で必要かつ十分な調査を行うこととしております。

業務の品質の管理の方針として、独立性（職業倫理を含む）の保持のための方針の策定、監査契約の新規の締結及び更新、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、品質管理システムの監視について、策定し、その実施に関しては、品質管理担当責任者、審査担当者、品質管理システム監視責任者、教育訓練担当責任者をそれぞれ選任しております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月
令和 4 年 10 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関しては、責任を有する代表者が、当該措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士の氏名又は他の監査法人の名称

該当なし

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当なし

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当なし

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当なし

二．社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	- 人	6 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	業務の執行の適正を確保するための措置の決定、業務の品質の管理の方針の策定の決定等	6 人	- 人	6 人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)主たる事務所	東京都港区虎ノ門 3-18-12	5 人	-	5 人	4 人
(従)相模原事務所	神奈川県相模原市南区相南 1-22-44	1 人	-	1 人	0 人

四．監査法人の組織の概要

別紙添付

五．財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 19 年度 5 年 7 月 1 日 ~ 6 年 6 月 30 日	第 20 年度 6 年 7 月 1 日 ~ 7 年 6 月 30 日
売上高		
監査証明業務	142,890	126,337
非監査証明業務	5,250	3,750
合 計	148,140	130,087

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人につき、添付しない。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人につき、該当なし

4. 供託金の額

(単位：円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の填補限度額（1 事故 / 期間中）	

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

引受けを行う者の称号または名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額（填補限度額） （1 事故 / 期間中）

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

櫻護謨株式会社、株式会社宮入バルブ製作所、株式会社リーガルコーポレーション、株式会社協和日成

< 組 織 図 >

